

電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示事項

当院では、令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下のとおり対応しております。

- (1) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (2) 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- (3) マイナ保険証を促進する等、医療 D X を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- (4) 電子処方箋の発行及び国等が提供する電子カルテ情報共有サービスなど導入準備を進めており、医療 D X にかかる取組を実施しています。

国立病院機構医王病院長